

各学校（園）長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路

臨時休業等の取扱いの見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に関しては、現在、熊本市のリスクレベルは「レベル5 厳戒警報」であり、文部科学省からも改めて感染症対策の徹底について通知がなされたところです。

このことを踏まえ、これまで令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号にて通知していた「3. 学校保健安全法第20条による臨時休業（学校の全部または一部）の措置とするもの。」及び「4. 臨時休業（学校の全部または一部）の期間」の取扱いについては、下記のとおり見直しましたので改めて通知します。

各学校（園）長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

幼児・児童・生徒及び教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合における、学校（園）の対応は次のとおりとする。

- 1 感染者が判明した当日は、原則として、十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続することとする。
- 2 保健所による学校関係者への接触状況の調査について
 - (1) 調査結果が調査の当日に判明した場合
 - ① 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、翌日以降も学校教育活動を継続する。
 - ② 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌日以降、検査対象者の行動範囲（「学級、部活動、児童育成クラブ及び登校班等をいう」以下同じ。）を閉鎖する。
 - (2) 調査結果が調査の当日に判明しなかった場合
 - ① 翌日以降、感染者の主たる行動範囲を閉鎖し、その後の調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、閉鎖を解除する。
 - ② 調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌々日以降、調査結果に応じて、検査対象者の行動範囲を閉鎖する。
 - ③ 感染者が教職員（児童育成クラブ支援員を含む）の場合は、学校（園）の全部を休業とする。

3 保健所による学校関係者の濃厚接触者または接触者のPCR検査の実施について

(1) PCR検査の結果、新たな感染者が判明した場合

- ① 保健所の見解を踏まえ、改めて閉鎖の範囲を決定する。

(2) PCR検査の結果、全員が陰性であった場合

- ① 閉鎖を解除し、検査結果判明の翌日から全ての学校教育活動を再開する。

問い合わせ

- ・臨時休業に関すること

健康教育課 328-2728

- ・児童育成クラブに関すること

青少年教育課 328-2277

- ・その他

教育政策課 328-2704

小学校、中学校及び高等学校等における教育活動の継続と部活動及び寮や寄宿舎の感染症対策の徹底をお願いします。(新規)

2文科初第1445号
令和3年1月5日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子

文化庁次長

矢 野 和 彦

小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策
の徹底について（通知）

国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校高等課程（以下「高等専修学校」という。）における感染者数や集団感染件数も増えています。

令和2年6月1日から12月31日までの間に、文部科学省に対し、学校の設置者から報告のあった感染者数は、児童生徒は6,159名（小学校2,217人、中学校1,513人、高等学校2,350人、特別支援学校79人）、教職員は830名でした。このうち、同一の学校において10人以上の感染者が確認された事例は、小学校で8件、中学校で7件に対して、高等学校では26件にのぼっています（別紙データ参照）。

このような状況を踏まえ、地域の感染の状況に応じて、以下のような点に留意しつつ、感染症対策を徹底してください。

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。学校内で広がっている可能性が高い場合等、臨時休業が必要な場合でも、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要最低限の範囲での休業にとどめてください。

感染不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染者が急激に増えている地域であるなどにより、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です。

なお、幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

2. 部活動及び寮や寄宿舎における感染症対策の徹底について

部活動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び関係通知（注）にしたがって、地域毎の感染レベルに応じた活動を行ってください。また、同じ部活動に所属する生徒が食事する際なども含め部活動の内外を問わず感染症対策を徹底してください。特に高等学校においては、前述した状況も踏まえ、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じて、部活動の実施に当たり、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討するなど感染症への警戒を強化してください。

（注）「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文科科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）

また、寮や寄宿舎の集団生活における感染症対策についても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」にしたがって、改めて確認・徹底してください。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（高等専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等専修学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

参考資料：「(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況」

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○下記以外のこと

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○文化部活動に関すること

文化庁 参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室（内2832）

(参考) 小学校、中学校、高等学校等における感染者数の状況

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた令和2年6月1日から12月31日までの間に報告があった件数は以下のとおりです。

<表 児童生徒の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

児童生徒 (小中高)	感染者数	感染経路判明										感染経路不明	
		有症状者数 (※)		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国			
小学校	2217	736	33%	1653	75%	133	6%	180	8%	3	0%	239	11%
中学校	1513	765	51%	915	60%	168	11%	132	9%	2	0%	284	19%
高等学校	2350	1413	60%	738	31%	657	28%	181	8%	2	0%	760	32%
特別支援学校	79	33	42%	35	44%	6	8%	18	23%	0	0%	20	25%
合計	6159	2947	48%	3341	54%	964	16%	511	8%	7	0%	1303	21%

(※) うち重症者は0人
注：義務教育学校及び中等教育学校については、小学校・中学校・高等学校のうち相当する学校段階に振り分けている。

<表 教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

教職員 (小中高)	感染者数	感染経路判明										感染経路不明	
		有症状者数 (※)		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国			
小学校	327	247	76%	60	18%	49	15%	43	13%	0	0%	174	53%
中学校	174	142	82%	39	22%	14	8%	12	7%	0	0%	109	63%
高等学校	270	197	73%	44	16%	50	19%	34	13%	0	0%	142	53%
特別支援学校	59	44	75%	10	17%	6	10%	5	8%	0	0%	38	64%
合計	830	630	76%	153	18%	119	14%	94	11%	0	0%	463	56%

(※) うち重症者は2人

<表 幼稚園の幼児及び教職員の感染状況> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

幼稚園	感染者数	感染経路判明										感染経路不明	
		有症状者数 (※)		家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外 の活動・交流等		海外からの 帰国			
幼児	235	79	34%	167	71%	29	12%	11	5%	0	0%	27	11%
教職員	149	120	81%	22	15%	28	19%	21	14%	0	0%	78	52%

(※) うち重症者は0人

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例> 6月1日～12月31日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	発生件数	感染者数									
		2人	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上					
小学校	144	81	56%	40	28%	15	10%	4	3%	4	3%
中学校	127	72	57%	34	27%	14	11%	3	2%	4	3%
高等学校	250	108	43%	64	26%	52	21%	17	7%	9	4%
特別支援学校	12	5	42%	3	25%	4	33%	0	0%	0	0%
合計	533	266	50%	141	26%	85	16%	24	5%	17	3%

熊本市立学校関係者の感染確認状況

	確認期日	学校種	陽性者	人数	リンク元	学校名公表	休校等
1	8月21日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
2	8月28日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
3	9月5日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
4	10月6日	中学校	児童・生徒等	2	家庭	—	—
5	10月10日	中学校	児童・生徒等	1	—	—	—
6	11月6日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
7	12月4日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
8	12月10日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	休校
9	12月19日	小学校	児童・生徒等	2	家庭	公表	休校
10	12月19日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	休校
11	12月20日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	休校
12	12月21日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	休校
13	12月23日	中学校	教職員	1	—	公表	休校
14	12月24日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
15	12月24日	小学校	教職員	1	—	公表	—
16	12月24日	小学校	教職員	1	学校	公表	休校
17	12月25日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
18	12月26日	中学校	児童・生徒等	4	学校	公表	—
19	12月27日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	公表	—
20	12月28日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
21	12月28日	中学校	教職員	1	—	公表	—
22	12月29日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
23	12月30日	中学校	教職員	1	—	公表	—
24	12月31日	中学校	児童・生徒等	3	学校	公表	—
25	12月31日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
26	1月1日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
27	1月2日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
28	1月5日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
29	1月6日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
30	1月7日	高校	児童・生徒等	1	—	—	—
31	1月7日	中学校	児童・生徒等	1	—	—	—
32	1月7日	小学校	教職員	1	家庭	公表	—
33	1月8日	中学校	児童・生徒等	1	—	—	—
34	1月9日	小学校	児童・生徒等	1	—	公表	—
35	1月9日	小学校	児童・生徒等	2	家庭	—	—
36	1月9日	小学校	教職員	1	家庭	公表	—
37	1月10日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
38	1月10日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
39	1月11日	中学校	児童・生徒等	1	—	—	—
40	1月12日	小学校	教職員	1	—	—	—
41	1月13日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
42	1月13日	小学校	児童・生徒等	2	家庭	—	—
43	1月14日	中学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
44	1月14日	小学校	児童・生徒等	1	家庭	—	—
45	1月14日	中学校	教職員	1	家庭	—	—
46	1月15日	小学校	児童・生徒等	1	—	公表	—
47	1月16日	中学校	児童・生徒等	2	家庭	—	—

※休校等：課業日における終日の休校・学級閉鎖

熊本市立学校関係者の感染確認状況

1 感染確認者合計数

児童・生徒等	48	教職員	9
--------	----	-----	---

2 感染者確認学校数（実数）

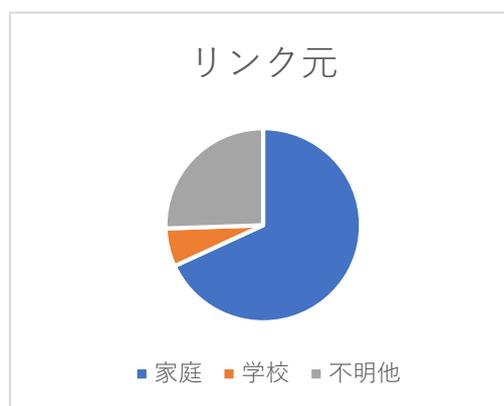
小学校	22
中学校	13
高校	1
幼稚園	0
支援学校	0
専門学校	0

3 リンク元

家庭	32
学校	3
不明他	12

4 学校名公表

実数	17
----	----



5 休校等（授業日における終日の休校・学級閉鎖）

休校	5
学級閉鎖	0

6 月別感染者数

8月	2
9月	1
10月	3
11月	1
12月	25
1月	25



関係資料（各種通知）一覧

	ページ
◆ 教職員課（1月7日）	
・新型コロナウイルス感染防止の取組の徹底について（依頼）	1
◆ 教育政策課（1月13日）	
・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた熊本市立学校の対応について（お知らせ）	2
◆ 総合支援課・健康教育課（1月13日）	
・「学校の新しい生活様式」における防寒対策等について	3
◆ 教育センター（1月14日）	
・新型コロナウイルス感染症対策としてのタブレット等を用いた学習サポート及び教職員の校務におけるICTの活用について（通知）	4
◆ 指導課（1月15日）	
・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた高等学校及び平成さくら支援学校における対応に関する留意事項について（通知）	5
・「別添1」学習指導についての留意点（1月15日改訂）	6 ~ 7
・「別添2」部活動について（1月15日版）	8 ~ 9
◆ 指導課（1月15日）	
・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた小学校、中学校等における対応に関する留意事項について（通知）	10
・「別添1」学習指導についての留意点（1月15日改訂）	11 ~ 12
・「別添2」部活動について（1月15日版）	13 ~ 14
・「別添3」修学旅行・集団宿泊教室等の実施について	15
◆ 指導課（1月18日）	
・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた幼稚園における対応に関する留意事項について（通知）	16

事 務 連 絡
令和3年(2021年)1月7日

各学校(園)長 様

教職員課長 岩崎 高児

新型コロナウイルス感染防止の取組の徹底について(依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染防止については、3密(密集・密接・密閉)回避をはじめ、マスク着用、手指消毒の取組がなされていることと思います。

しかしながら、現在、本市教職員の新型コロナウイルス感染症の罹患者が増加傾向にあります。新学期を迎えるにあたり、仮に感染者が発生した場合であっても、校(園)内で感染が拡大することのないよう下記事項等に留意願います。

記

- 1 職員室の机の間にビニールシートを設置したり、机の配置変更等により一定の距離を保持するなど職員が密集しないように工夫すること。
- 2 職員会議は各教室の自席からリモートで行うなど、職員同士が接触しない工夫を行うこと。
- 3 感染防止を意識した行動を心掛け、自らの行動を振り返ることができるよう努めること。
- 4 同居の家族以外との会食を自粛するなど感染防止の意識を高めること。

保護者の皆様へ

熊本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言(本県独自)を踏まえた熊本市立学校の対応について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校運営とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本日、熊本県独自の「緊急事態宣言」を発令することが知事から発表されました。

本市におきましては、教室等の換気や消毒に加え、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を行っておりますが、今回、感染リスクの高い近距離で行う合唱や管楽器の演奏、調理実習や密集する運動等の活動は一時中止することとしました。

なお、お子様の体調がすぐれない場合は、学校を休ませて下さい。また、お子様を学校へ出席させることに不安を感じた場合は、登校を控えていただいても構いません。いずれの場合も「欠席」扱いとはなりません。この場合、お子様には、各学校においてタブレット等を用いた学習サポート体制を整えてまいります。

これまで、本市の児童生徒の感染事例では、大半が家庭内における感染であることが明らかになっており、家庭内における更なる感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

今後も、教育委員会と学校が密に連携を図り、学校教育活動を継続してまいりますので、保護者の皆様におかれましてはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

・感染防止対策に関すること	健康教育課	328-2728
・学習指導に関すること (特別支援学級の場合)	指導課 特別支援教育室	328-2721 328-2743
・タブレットに関すること	教育センター	245-6310
・心のケアに関すること	総合支援課	328-2743
・差別や偏見の防止に関すること	人権教育指導室	328-2752
・児童育成クラブに関すること	青少年教育課	328-2277
・その他	教育政策課	328-2704

事務連絡

令和3年（2021年）1月13日

各小中学校長 様
各高等学校長 様
各特別支援学校長 様

総合支援課長 川上 敬士
健康教育課長 中村 順浩

「学校の新しい生活様式」における防寒対策等について

各学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に尽力されながら、児童生徒の健全育成に向けて、日々丁寧に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、本市においても医療非常事態が宣言され、学校現場でも児童生徒や教職員の感染者数が増加傾向にあります。

このような中、各学校においては、教室等の換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校（教室等）内での保温・防寒目的の衣類（特に標準服・制服等以外の衣類）について、児童生徒や保護者の判断で着用できるよう対応をお願いします。

また、コロナ禍における学校生活やこのところ相次いでいる厳しい寒波の襲来等に十分配慮し、服装に限らず児童生徒の健康面を第一に考えた学校のきまり等になっているかを今一度点検していただき、配慮や改善が必要な場合は適宜対応をお願いします。

【問い合わせ先】

総合支援課 学校サポート班
担当：田代、森枝
TEL：328-2743
FAX：323-8355

各小中学校長 様

熊本市教育センター副所長

新型コロナウイルス感染症対策としてのタブレット等を用いた学習サポート及び教職員の校務におけるICTの活用について（通知）

「新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言（本県独自）を踏まえた熊本市立学校の対応について」について、令和3年（2021年）1月13日付け、熊本市教育委員会より保護者向けのお知らせが発表されております。

つきましては、下記のとおり各学校において、1人1台タブレット端末の整備状況に関わらずタブレット端末等の効果的な活用をお願いします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症に関わる欠席及び出席停止の児童生徒への学習サポートが必要になることも考えられます。1人1台タブレット端末未整備の学校においては、タブレット端末納入後は速やかに児童生徒への配付をお願いします。

記

1 保護者から希望があった場合の児童生徒の学習サポートでの活用

(1) Zoomによる動画配信

有償ライセンスは、各学校に3ライセンスずつ割り当て済みです。無償ライセンスの場合、1回の会議時間は40分までですが、つなぎ直すことで再度使用が可能です。なお、1対1の場合、時間制限はありません。

(2) ロイロノートの活用

長時間の授業配信は、児童生徒の集中力を継続させることが難しいため、時間を決めて配信するなど工夫が必要です。課題のやり取りにおいてロイロノート等の活用が有効です。

※e-net 端末と実物投影機を使用し、授業配信をすることができます。また、タブレット端末の予備機2台も配信用として活用できます。（1月末までには全ての学校に整備する予定）さらに、今年度末までに、学級に1台のWebカメラも整備する予定です。

2 教職員の校務における活用

職員会議等で全職員が集まらずに学校全体での文書ファイル等の情報共有、Web会議のツールとしても簡単に使用できるTeamsの積極的な活用をお願いします。

問い合わせ先 熊本市教育センター 教育情報班 Tel : 245-6310

令和3年(2021年)1月15日

各高等学校長様

平成さくら支援学校長様

指導課長

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言(本県独自)を踏まえた高等学校及び平成さくら支援学校における対応に関する留意事項について(通知)

このことについて、令和3年(2021年)1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」がありました。また、1月14日(木)に熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

については、別添1・2のとおり対応願います。

なお、高校入試等については、感染防止策を講じて予定通り実施します。

(参照)

- ・令和3年1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kokusai-000011104-01.pdf

問い合わせ先

指導課

TEL 096-328-2721

FAX 096-353-3921

1 各教科等の指導について

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「令和版 学びわくわく熊本市の授業づくり」をもとに、「教える」授業から「学びとらせる」授業への転換を図ること。

(2) 各教科について

ア 感染リスクの高い教育活動

以下に掲げるものなど「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、上に例を挙げる活動以外であっても、以下の点に留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、一時的に停止すること。

イ 特に体育の授業に関して

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

(参照)

- ① 令和2年12月8日付、2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ② 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)（文部科学省）

2 各教科の未指導内容の取扱いについて

高等学校及び特別支援学校の高等部においては、年次により履修する教科・科目等が異なっていることが多いと考えられるが、次年次に指導内容を移行する必要がある場合には、次年次においても同一の教科・科目等を開設して履修させる必要があること。この場合の単位の修得の認定については、高等学校学習指導要領等に規定されているとおり、学期の区分ごとに行うことができること。また、各学年の課程の修了の認定に当たり、特定の教科・科目の修得を要件としている場合には、指導内容の移行により生徒が不利益を被ることのないよう、弾力的に対処すること。

(参照)

- ① 令和2年(2020年)5月15日付、2初教課第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)」
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200622-mxt_koukou02-000008072_5.pdf
- ② 令和2年(2020年)6月5日付、2初教課第5号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(通知)」
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ③ 令和2年(2020年)7月17日付、2初教課第11号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(第2報)(通知)」
https://www.mext.go.jp/content/20200717-000007000-mxt_kyoiku01_1.pdf
- ④ 令和2年(2020年)8月13日付、2文科初第713号「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について(通知)」
https://www.mext.go.jp/content/20200813-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

部活動について（1月15日版）

別添2

熊本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大については、今後も警戒が必要なため、活動の際には以下の点を留意すること。
※修正・追加した部分は、太字、アンダーラインで表示しています。

実施にあたっての留意事項（運動部・文化部共通）

- ① 活動前に風邪の症状（発熱、咳や喉の痛み等）がないか、健康観察を必ず実施し、風邪の症状がある児童生徒、または体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。また、活動中に体調が悪くなった児童生徒については、速やかに休ませ、保護者へ連絡し、児童生徒の健康安全を最優先に対応すること。
- ② **練習の参加に当たっては、児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。練習を行う際は、感染リスクの高い活動（ア 生徒同士が組み合うことが主体となる活動、イ 身体接触を伴う活動、ウ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は控えること。**
- ③ **部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室において飲食をすることを控えるよう指導を徹底すること。**
- ④ 活動場所については可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
- ⑤ 連続した練習時間はできる限り短くするとともに、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ⑥ 部活動中の児童生徒との間隔はできるだけ2m（最低1m）を確保すること。
- ⑦ 実施の際には感染症拡大防止の観点から各連盟協会、施設のガイドラインや方針等の最新情報を確認すること。
- ⑧ 更衣室や部室の利用に当たっては、短時間での利用や多数で一斉に利用しないこと。
- ⑨ 給水用のボトルやコップ、汗拭きタオル等の道具の共用を避けること。
- ⑩ 運動や練習を行っていない時間は原則マスクを着用し、練習前後に手洗いをを行うこと。
- ⑪ **昼食時には、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話は行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても同様とする。**

実施にあたっての留意事項（文化部）

- ① 合唱及び管楽器等の演奏は、近距離（2m以内）かつ向かい合っただけの活動は避けること。
- ② 合唱時はマスクを着用すること。
- ③ マスク着用により息苦しさを訴えた児童生徒には、一時マスクを外して休ませること。
- ④ 合唱や演奏後は、唾液の処理等も適切に行うこと。

県外遠征・合宿、大会（コンクール）・練習試合（地域行事）等について

- ・ **他校との練習や練習試合、合宿及び大会への参加は緊急事態宣言発令中は控えること。ただし、通信による大会は除く。（1月18日から適用する。）**

その他

- ・ 感染者や濃厚接触者になった児童生徒が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等の対象とならぬよう、最大限配慮し対応すること。

参考資料

- ・令和2年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3Ver.5)
- ・令和3年1月5日付け2文科初第1445号「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」
- ・令和3年1月8日付け2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」
- ・令和3年1月14日教義第891号教特第489号教体893号「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)」

※これらの情報は、令和3年1月15日時点のものであり、今後の感染状況によっては、対応を見直すこともある。

令和3年(2021年)1月15日

各 小学校長様

各 中学校長様

あおば支援学校長様

指導課長

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言(本県独自)を踏まえた小学校、中学校等における対応に関する留意事項について(通知)

このことについて、令和3年(2021年)1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」がありました。また、1月14日(木)に熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

については、別添1~3のとおり対応願います。

なお、高校入試等については、感染防止策を講じて予定通り実施します。

(参照)

- ・令和3年1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kokusai-000011104-01.pdf

問い合わせ先

指導課

TEL 096-328-2721

FAX 096-353-3921

1 各教科等の指導について

(1) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「令和版 学びわくわく熊本市の授業づくり」をもとに、「教える」授業から「学びとらせる」授業への転換を図ること。

(2) 各教科について

ア 感染リスクの高い教育活動

以下に掲げるものなど「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、上に例を挙げる活動以外であっても、以下の点に留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、一時的に停止すること。

イ 特に体育の授業に関して

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。
- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

(参照)

- ① 令和2年12月8日付、2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ② 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) (文部科学省)

2 各教科の未指導内容の取扱いについて

(1) 最終学年（中学3年生および小学6年生）以外の学年については、未指導内容がある場合の対応については、未指導内容を明確にした上で、下記の通知を参考に令和3年度（2021年度）又は令和4年度（2022年度）までの教育課程を見通して、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成すること。

(参照)

- ① 令和2年（2020年）5月15日付、2初教課第265号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20200622-mxt_koukou02-000008072_5.pdf
- ② 令和2年（2020年）6月5日付、2初教課第5号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ③ 令和2年（2020年）7月17日付、2初教課第11号「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（第2報）（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200717-000007000-mxt_kyoiku01_1.pdf
- ④ 令和2年（2020年）8月13日付、2文科初第713号「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20200813-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(2) 最終学年の未指導内容がある場合の対応について

感染リスクの高い学習活動を停止したことによる最終学年（小学校6年生及び中学校3年生）の学習活動の実施方法の工夫については、後日、別途示します。

部活動について（1月15日版）

別添2

熊本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大については、今後も警戒が必要なため、活動の際には以下の点を留意すること。
※修正・追加した部分は、太字、アンダーラインで表示しています。

実施にあたっての留意事項（運動部・文化部共通）

- ① 活動前に風邪の症状（発熱、咳や喉の痛み等）がないか、健康観察を必ず実施し、風邪の症状がある児童生徒、または体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。また、活動中に体調が悪くなった児童生徒については、速やかに休ませ、保護者へ連絡し、児童生徒の健康安全を最優先に対応すること。
- ② **練習の参加に当たっては、児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。練習を行う際は、感染リスクの高い活動（ア 生徒同士が組み合うことが主体となる活動、イ 身体接触を伴う活動、ウ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動）は控えること。**
- ③ **部活動に伴う登下校中及び部活動前後の部室において飲食をすることを控えるよう指導を徹底すること。**
- ④ 活動場所については可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
- ⑤ 連続した練習時間はできる限り短くするとともに、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。
- ⑥ 部活動中の児童生徒との間隔はできるだけ2m（最低1m）を確保すること。
- ⑦ 実施の際には感染症拡大防止の観点から各連盟協会、施設のガイドラインや方針等の最新情報を確認すること。
- ⑧ 更衣室や部室の利用に当たっては、短時間での利用や多数で一斉に利用しないこと。
- ⑨ 給水用のボトルやコップ、汗拭きタオル等の道具の共用を避けること。
- ⑩ 運動や練習を行っていない時間は原則マスクを着用し、練習前後に手洗いをを行うこと。
- ⑪ **昼食時には、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話は行わないこと、マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食以外の全ての飲食の場面においても同様とする。**

実施にあたっての留意事項（文化部）

- ① 合唱及び管楽器等の演奏は、近距離（2m以内）かつ向かい合っただけの活動は避けること。
- ② 合唱時はマスクを着用すること。
- ③ マスク着用により息苦しさを訴えた児童生徒には、一時マスクを外して休ませること。
- ④ 合唱や演奏後は、唾液の処理等も適切に行うこと。

県外遠征・合宿、大会（コンクール）・練習試合（地域行事）等について

- ・ **他校との練習や練習試合、合宿及び大会への参加は緊急事態宣言発令中は控えること。ただし、通信による大会は除く。**

その他

- ・ 感染者や濃厚接触者になった児童生徒が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等の対象とならぬよう、最大限配慮し対応すること。

参考資料

- ・令和2年12月3日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3Ver.5)
- ・令和3年1月5日付け2文科初第1445号「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」
- ・令和3年1月8日付け2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」
- ・令和3年1月14日教義第891号教特第489号教体893号「市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)」

※これらの情報は、令和3年1月15日時点のものであり、今後の感染状況によっては、対応を見直すこともある。

修学旅行・集団宿泊教室等の実施について

指導課

1 修学旅行について

令和3年1月14日に熊本県独自の緊急事態宣言が発令されました。そのため、令和3年2月7日（日）までの発令中においては、令和2年9月23日付けで通知した「修学旅行等における実施の判断基準及びチェックリスト Ver. 2について」（以下「通知」という）により、実施不可となります。そのため、小中学校において以下の対応をお願いします。

(1) 小学校

- ① 緊急事態宣言発令中に実施を計画している小学校においては、現時点で2月8日以降の緊急事態宣言解除後に延期すること。
- ② 2月8日以降に実施を計画している小学校においては、緊急事態宣言の延長もあり得るため、実施時期、旅行先（県内等）及び日程（日帰りも含む）等、各学校において代替案を検討しておくこと。
- ③ 実施困難な場合は、中止してもよいこと。

(2) 中学校

中学校においては、令和3年2月7日までの実施校はないが、今後、関西地区の緊急事態宣言も含め延長もあり得るため、時期（次年度の実施等）、旅行先（県内、九州内等も含む）及び日程（日帰りも含む）等、各学校において代替案を検討しておくこと。

2 集団宿泊教室について

令和2年9月23日付けの通知により、令和3年2月7日（日）までの発令中においては、修学旅行に準じて行うこととしておりました。

しかし、集団宿泊教室については、普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であること、国立、県立の施設においては、同時に他の利用者との接触がないことから、実施できることとします。

なお、実施困難な場合は、延期（6年生での実施を含む）、日程変更（日帰りを含む）、中止の対応をお願いします。

3 見学旅行について

見学旅行についても、集団宿泊教室同様に普段の学校生活を共にする児童・教職員での活動であることから、見学先において感染防止対策が講じられているか確認し、実施してもよいこととします。

令和3年(2021年)1月18日

各 幼稚園長 様

指 導 課 長

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言(本県独自)を踏まえた幼稚園における対応に関する留意事項について(通知)

このことについて、令和3年(2021年)1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」がありました。また、1月14日(木)に熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

については、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』の第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底願います。

(参照)

- ・令和3年1月8日付、2文科初第1462号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)」

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kokusai-000011104-01.pdf

- ・令和2年12月3日付、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

問い合わせ先

指 導 課

TEL 096-328-2721

FAX 096-353-3921